

国際課税のケース・スタディ

仏法人からの配当についての新日仏租税条約の適用について

〔事例〕

新日仏租税条約においては、所要の条件の充足により、親子間の配当について配当支払法人の所在国での課税が免除されると了解している。

当社は、国外に対する投融資は、経営戦略上一つの重要な項目とされている。

外国法人から受領する配当について外国で租税が課されないことは、その投融資について好条件であることから、当社は、この外国からの配当非課税について大きな関心を有している。

また、従来から、日仏租税条約においては、フランス法人からの配当について所要の条件を充足することにより、フランスのアボア・フィスカルによるタックス・クレジットが供与され、一般的の配当に比して有利なリターンが期待できると了解している。

以上のようなことから、対フランスの株式投資に関連する日仏租税条約の適用によるメリットを知りたい。

〔ポイント〕

- 1 外国法人からの配当受領についての課税関係
- 2 新日仏租税条約について
- 3 新日仏租税条約の配当条項
 - (1) 配当に対する課税の免除のための要件について

(2) アボア・フィスカル (Avoir Fiscal) によるタックス・クレジット (税額控除、控除額が税額を上回る場合には、税額還付) の供与について

(3) 配当条項適用についての整理

〔検討〕

1 外国法人からの配当受領についての課税関係
居住者又は内国法人が外国法人の株式を保有し、その配当を受領する場合には、通常、その配当支払法人の居住地国、すなわち、その配当支払法人が米国法人であれば米国、英国法人であれば英国において、それぞれ当該支払配当に対し一定の税率による源泉徴収課税が行われる。

このように配当については、その配当支払法人の居住地国に所得の源泉があるものとされ、その所得源泉地国において源泉徴収の方式による課税が行われるのが通例である。

わが国が締結した租税条約においては、通常、配当条項に定める規定により、その源泉徴収課税の税率が軽減されており、その税率の軽減は、わゆる親子間配当の場合と一般の配当とでその差異がみられるが、通常、親子間配当の場合には、一般の配当の場合に比して、その適用する軽減率の軽減の度合いが大きくなっている。

例外としてわが国が締結した租税条約においては、対ザンビヤ租税条約においてのみ配当に対する源泉地国での課税を免除している。すなわち

条約第9条第1項で「一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる」旨規定し、配当についての源泉地国での課税を免除することとしている。

2 新日仏租税条約について

新日仏租税条約は、1995年3月3日に両国間で署名が行われ、その後両国においてそれぞれ国会承認等の国内手続を経て本年批准書の交換を経て1996年2月28日発効された。

具体的な適用年度は、源泉徴収される租税に関しては、1997年1月1日以後に課されるものに対してその適用があり、その他の租税に関しては、1997年1月1日以後に開始する各暦年又は各事業年度に課されるものに対してその適用がある。

3 新日仏租税条約の配当条項

(1) 配当に対する課税の免除のための要件について

新日仏租税条約第10条において配当に関する課税関係を定めているが、軽減税率については、一般配当が15%、親子間配当が5%とされており、親子間の持分比率は15%以上とされている。

上記の定めのほか、次のとおり、配当の受領者が適格居住者の場合には、配当に対する課税を免除している。

適格居住者の定義は、配当条項において詳細に規定されているが、要は、①日本又はフランス資本の会社、あるいは、②適格国（日本又はフランスとの間の租税条約において配当についての課税の免除の規定がある場合のその条約締結相手国をいう）資本の会社がこれに該当する。

換言すると、日本法人、フランス法人であっても、その持分の過半がこれらの国及び適格国以外の法人によって直接又は間接に保有されているような場合には、適格居住者に当たらないことになる。

また、日本法人又はフランス法人のうち、日本又はフランスにおいてその株式が上場されている場合には、その日本法人又はフランス法人はそれぞれ適格居住者に該当することとなる。

なお、株式の間接保有については、詳細な規定があるので、実際の適用においては、該当の有無について慎重な判定が必要である。

以下に適格居住者に関する規定及び間接所有に関する規定を掲げる。

「第10条第3項

(a) 2(c)の規定の適用上、「締約国の適格居住者」とは、締約国の居住者である法人であって次の(i)又は(ii)に規定する条件を満たすものをいう。

(i) 当該法人の株式がいずれか一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されていること

(ii) 当該法人の発行済株式の50%を超える株式が、次の(iii)から(iv)までに掲げるもののうちのいずれかによって直接又は間接に所有されていること

(iii) いずれか一方の締約国若しくは適格国の政府若しくは地方公共団体又はこれらの政府若しくは地方公共団体が所有する機関

(iv) いずれか一方の締約国又は適格国の居住者である一又は二以上の個人

(v) いずれか一方の締約国の居住者である一若しくは二以上の法人であってその株式がいずれか一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されているもの又は適格国の居住者である一若しくは二以上の法人であってその株式が当該適格国の公認の株式取引所において通常取引されているもの

(vi) (iii)から(v)までに掲げる一又は二以上の政府、地方公共団体、機関、個人又は法人の組合せ

(b) (a)(ii)の規定の適用上、株式は、当該株式がいずれかの所有の連鎖の中における一又は二以上の中间の法人によって所有される場合であって、

当該連鎖の中にある中間の各法人の発行済株式の50%を超える株式が、次のいずれかによって所有されているときは、間接に所有されているものとされる。

(aa) 当該連鎖の中にある一又は二以上の中間の法人

(bb) いずれか一方の締約国若しくは適格国の政府若しくは地方公共団体、これらの政府若しくは地方公共団体が所有する機関又は(a)(ii)(bb)及び(a)(ii)

(cc) (aa)及び(bb)に掲げる一若しくは二以上の個人若しくは法人

(ii) (i)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が発行した株式は、当該法人と適格国の居住者（所有の連鎖の中にある中間の法人であるものを除く）との間の所有の連鎖において、当該所有の連鎖の中にある中間の法人のうちのいずれかがいずれか一方の締約国又は適格国の居住者でない場合には、間接に所有されているものとされない。

(iii) 株式は、一の所有の連鎖の中にある一又は二以上の中間の法人が(b)(i)又は(b)(ii)に規定する要件を満たさない場合であっても、すべての中間の法人が当該要件を満たす他の所有の連鎖があるときは、間接に所有されているものとみなされることが了解される。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、「適格国」とは、配当を支払う法人が居住者である締約国との間ににおいて、二重課税の回避のための条約又は協定であって、2(c)の規定に基づいて認められる特典と同様の特典について規定するものを締結している国をいう。」

なお、現状において適格国に該当するものは、日本との間の租税条約については、ザンビアがこれに該当し、仏との間の租税条約については、アルジェリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、

レバノン、メキシコ、モロッコ及びスウェーデンの8カ国とされている。

(2) アボアー・フィスカル (Avoir Fiscal) によるタックス・クレジット（税額控除、控除額が税額を上回る場合には税額還付）の供与について

フランスにおいては、法人からの配当の受領者については、その受領配当の50%相当額が Avoir Fiscal としてその受領者に供与され、当該50%相当額は、その受領者の所得税額から控除されることとなっている。

元来、この制度は、その受領者が居住者及び内国法人に限ってその適用が認められることとなっているが、租税条約により、その適用対象者を条約締結相手国の居住者（個人及び法人）に拡大することができることとされている。

日仏租税条約においては、わが国の居住者に対してアボアー・フィスカルによるタックス・クレジットの供与を定めている。

具体的な例を示すと次のとおりである。

| | | |
|-------------------|-------|-------|
| 日本法人の受領する配当 | 100 | …………① |
| アボアー・フィスカル | | |
| $100 \times 50\%$ | 50 | …………② |
| 課税標準①+② | 150 | …………③ |
| フランスにおける | | |
| 源泉徴収税額③×15% | 22.5 | …………④ |
| タックス・クレジット | | |
| による還付金②-④ | 27.5 | …………⑤ |
| 日本法人が受領する金額の合計額 | | |
| ①+⑤ | 127.5 | |

日本法人が受領する配当額100の50%相当額がアボアー・フィスカルとしてタックス・クレジットの額とされる。

アボアー・フィスカルは課税標準の算定上その配当の受領者の所得金額に加算されるので課税ベースは150とされる。

次いで、租税条約の規定によりフランスにおける軽減税率は15%であることからその源泉徴収税額は $150 \times 15\%$ で22.5が配当についての源泉地国であるフランスでの課税額とされる。

一方、配当受領者は、アボアード・フィスカルによるタックス・クレジットを供与されることから、その額50と源泉徴収税額22.5との差額27.5がタックス・クレジットにより還付される額となる。

したがって、配当受領額100と還付税額27.5の合計額127.5が最終的に配当受領者が受け取る金額となる。

なお、このタックス・クレジットの適用対象者は、配当支払法人の持分所有は15%未満であり、かつ、わが国において当該配当についての課税がある者とされている。

特例として、専ら退職後の給付を確保することを目的とする集合年金基金が受領する配当については、アボアード・フィスカルの85分の30に相当するタックス・クレジットが供与されることとなっており、この場合には、結果として、次のとおり100の手取金額が保証される仕組みとなっている。

集合年金基金の受領

| | | |
|--|------|-------|
| する配当 | 100 | …………① |
| アボアード・フィスカル | | |
| $100 \times 50\% \times \frac{30}{85}$ | 17.6 | …………② |

| | | |
|----------------|-------|-------|
| 課税標準①+② | 117.6 | …………③ |
| フランスにおける | | |
| 源泉徴収税額③×15% | 17.6 | …………④ |
| タックス・クレジット | | |
| による還付額④-② | 0 | …………⑤ |
| 集合年金基金の受領する金額の | | |
| 合計額①+⑤ | 100 | |

(3) 配当条項適用についての整理

以上の検討から、対フランス株式の投資においては、配当についてのフランスでの課税の免除よりもアボアード・フィスカルによるタックス・クレジットの供与を受けた方が有利であることが判る。

もっとも配当免除の扱いは、親子間の関連者グループ内の配当（持分15%以上）に関するものであり、一方、アボアード・フィスカルによるタックス・クレジットは持分比率15未満の場合についてのみその適用があることから、必ずしも配当課税の免除もアボアード・フィスカルによるタックス・クレジットの供与とは選択の余地があるとはいえないものの、一考に値するものと考える。

（税理士 小沢 進）

◎目で見るやさしい税制ハンドブック

図説 日本の税制

平成8年度版

大蔵省主税局調査課長
西原政雄編
B6判・1900円(税込)

| | |
|---|--------------------|
| 内 | 第1編 税制と国民経済 |
| ● | 第2編 わが国の租税制度の変遷 |
| ● | 第3編 わが国の税制の現状(国税) |
| ● | 第4編 わが国の税制の現状(地方税) |
| ● | 第5編 土地税制 |
| ● | 第6編 国際租税制度 |
| ● | 第7編 租税制度の国際比較 |
| ● | 第8編 税制担当部局 |
| ● | 第9編 税制改革(平成6年11月)等 |
| ● | 第10編 資料編 |

財経詳報社